

ピューリタン革命の政治史的研究

——その最近の動向を中心に——

今 井 宏

ガーディナー (S. R. Gardiner) がその古典的なピューリタン革命史の第一巻を刊行したのが一八八六年、病没した彼のあとをうけてファース (C. H. Firth) とわらにデーヴィス (G. Davies) によってまがりなりにも王政復古にいたる政治過程の一貫した叙述が完成したのは、じつに一九五五年のことであった。⁽¹⁾ ガーディナーに始まるこの歴史叙述が、ホイッグ的正統説を代表するものであったことは、あらためて多言を要さないであろう。その際われわれの注目をひく事実は、この五十年以上にもわたるホイッグ的正統説の完成過程と並行して、ピューリタン革命の新しい視角が登場したことであり、越智武臣氏によって「労働党史学」と名づけられたこの新しい視角が、トニー (R. H. Tawney)、ラスキ (H. Laski) の二巨星を導きの星として、主として経済史、思想史の分野において数多くの秀れた業績を輩出したことであっ

た。それらの業績の多くについては、これまでわが国においても幾多の的確な紹介と移入がなされていることであるから、逐一あげることは必要であろう。ただここで強調しておかねばならないと思われる事実は、経済史・思想史の領域における眼を奪わんばかりの豊かな蓄積が行なわれたにもかかわらず、少なくとも政治史の領域においては、依然としてガーディナーの著述が不動の権威をもって存在しつづけたことである。それはグーチ (G. P. Gooch) も指摘するように、ガーディナーの叙述が、史料の徹底的な蒐集と厳密な史料批判というまさにアカデミズム好みの基礎をもっていたことも与って力あったというべきであろう。⁽²⁾ もちろん政治史の領域での仕事が皆無であったわけではない。一九三〇年代以降のファシズムの抬頭が、ピューリタン革命、ことにクロムウエルの独裁に対する新たな関心をひきおこし、アボット (W. Abbott) によってある面ではガーディナーを凌駕する豊富な史料発掘にもとづくクロムウエルの政治行動の解釈が生まれたことは事実である。しかしながら、やはりこの場合においてもピューリタン独裁への現実的関心が、ピューリタニズムそのものへと思想史研究への傾斜を深めていったことは指摘できるであろう。⁽³⁾ そして経済史の場合においては、トニーによる革命前期の経済史についての新解釈が、革命への展望の時点に留まり、必ずしも革命過程そのものの分析をもたなかったことも、見逃しえない点である。したがって政治史、経済史、思想史といったある意味ではきわめて恣意的な区分に固執することはやめにしても、少なくとも

ガーディナーの正統説とその後の新しい視角にたつ研究との間で、方法的な対話が交されなかったことは、ピューリタン革命研究上のひとつのはっきりした欠陥として忘れることはできない⁽⁴⁾。

だが、極端ないいかたをすれば、トレヴァ・ローパー(H. R. Trevor-Roper)の登場とともに、研究動向には明らかに大きな変化が現われた。周知のように、彼がそのユニークなジェントリ論をひっさげて、トニーにあえて挑戦を企てたが一九五三年のことである。その翌年には、トニーの流れをくむヒル(C. Hill)のある意味では正に伝統破壊的なイギリス革命論が、その含んでいた「過度の単純化」のゆえに、ペニンントン(D. H. Pennington)、ブランドン(D. Bruntton)⁽⁵⁾、そしてキーラー(M. F. Keeler)のいわゆる「実証」的な批判を受けねばならなかった。後者の系列から、ユール(G. Yule)の『イギリスの内乱における独立派』がでたのは、一九五八年のことである。このようにみてくると、革命史研究の転機が、この五〇年代半ばに見出されることは、ほばいいえて誤りがないであろう。問題はただ単に、階級構成史的市民革命論に対する批判が、イギリスのばあいでは、一九五七年オックスフォードの近代史欽定講座教授に就任したトレヴァ・ローパーを輝ける担い手としてネーミアリズムを方法的な支柱として展開したというにつきるのではない。『大主教ロード』(一九四〇年)を除いたならば他にとるべき学問的業績とてなかったトレヴァ・ローパーをして、先述のようなアカデミズムの大御所の地位

につかした有力な原因のひとつとなった『ジェントリ、一五四〇—一六四〇』が、その中につきのような革命研究の進展にとつて有効な主張を含んでいたことが注目されねばならない。すなわち、トニーの説くジェントリ一般の上昇というシェーマを拒否した彼が、代わりに主張したのは、「宮廷対地方」というシェーマであった。その上に立つ彼の革命論は、明らかにイギリス革命の政治過程の独自性への注意を喚起し、それによって、(一)官職保有(Office-holding)というファクターのもつ重要性を通して、絶対主義の統治機構・官僚制の問題への関心を提起したこと、(二)支配階級内の分裂抗争という視点にもとづき、革命におけるローカリズムの役割りという研究分野の開拓を促したこと、の二点において、後の革命研究進展に積極的な貢献をなした。(一)の問題をとりあげたのが、エイルマー(G. E. Aylmer)であり、(二)については、エヴェリット(A. M. Everitt)、ペニンントン、ルーツ(I. A. Roots)、パール(V. Pearl)といった新しい研究者の登場をあげることができよう⁽⁵⁾。そしてトレヴァ・ローパーの視角は、幾つかの点で修正・批判をうけながらも、海の彼方のアメリカにおいてもヘクスター(J. H. Hexter)、ザゴリン(P. Zagorin)などからその方法の有効性を認められるいっぽう、トレヴァ・ローパーのライバルであり、初期の革命論が批判をうけたのちはピューリタニズムを中心とする思想史研究に沈潜していたヒルも、一九六一年に公刊した概説『革命の世紀、一六〇三—一七一四年』においては、宮廷対地方の対立をその政治史分析の基軸と

して採用するにいたったのであった。⁽⁷⁾

このように、一九五〇年代半ばを転換点として、イギリス革命の研究に新動向の出現が指摘できるとすれば、当然、そこにはガーディナーの描きだした古典的な革命史叙述に対する修正が予想されるであろう。トレヴァ・ローパーじんの革命の政治過程に関するモノグラフは必ずしも多いとはいえないけれど、⁽⁸⁾近年の歴史学関係の諸雑誌には、『イングリッシュ・ヒストリカル・レビュー』を中心に、毎号必ずといってよいほどイギリス革命の政治史に関する論文が掲載されるほどの賑わいをみせている。それらの論文の紹介を行ないながら、そこに現われている新しい動向をとりまとめ、さらに今後の研究課題の展望を行なうことが、本稿の課題である。

註

- (1) すでにわれわれには、いくつかのイギリス革命研究史に関する解説が与えられているので、これまでの研究史の主要文献を網羅的にあげることが、ここでは不必要であろう。革命研究史の解説としては、越智武臣氏による二論考——『近代英国の起源』(一九六六年)の第一章第三節、一、「革命史学の課題」および「市民革命、イギリス」(前川貞次郎編『入門西洋史学』(一九六五年))——と、松浦高嶺氏のそれ(井上・入交編『経済史学入門』一九六六年)を参照されたい。
- (2) Gooch, G. P., *History and Historians in the 19th Century*,

2nd. ed., 1952. p. 335f.

- (3) ピューリタニズムに関する戦前の主要な業績と、最近における注目すべき著作の内容を的確に整理したものに、松浦高嶺「ピューリタニズムにかんする最近の諸解釈」(『史苑』二七一、一九六六年)がある。
- (4) この問題に関しては、きわめて限られたものではあるが、フランス革命史学との対比について、拙稿「イギリス革命の政治過程分析—ひとつの覚え書き—」(『史論』一〇、一九六二年)にふれておいた。
- (5) 〔一〕 Aylmer, G. F., "Office-holding as a factor in English History 1625-42" *History*, No. 44, 1957. ditto, *The King's Servants, the Civil Service of Charles I, 1625-42*, 1961.
〔二〕 Eyeritt, A. M., *The County Committee of Kent in the Civil War*, 1957.
ditto, ed., *Suffolk and the Great Rebellion*, 1960.
ditto, *The Community of Kent and the Great Rebellion 1640-60*, 1966.
Pennington, D. H. & Roots, I. A. ed., *The Committee at Stafford 1643-5*, 1957.
Pearl, V., *London and the Outbreak of the Puritan Revolution, City Government and National Politics 1625-43*, 1961.
(6) Zagorin, P., "The Social Interpretation of the English Revolution" *Journal of Modern History*, vol. XIX, 1957.

ditto, "The Court and the Country: A Note on Political Terminology in the Earlier 17th Century" *E. H. R.*, vol. LXXVII, No. 303, 1962.

Hexter, J. H. "Storm over the Gentry" *Encounter*, X, 1958 — Reprinted in *Reappraisals in History*, 1961.

なお、筆者の「イギリス革命における地方の問題」(『史論』一、一九六四年)および前掲拙稿も参照。

(7) Hill, C., *The Century of Revolution, 1603-1714*, 1961. なお

お本書の内容のごくあらましについては、日本政治学会編『近代革命の再検討』(一九六四年)にまとめておいたが、筆者と松浦高嶺氏(『史学雑誌』七四—五)および越智武臣氏(前掲書、一三—頁)のあいだには若干の重要な評価のくいちがいが存する。またヒルの本書の他に最近における革命史の概説的叙述として注目すべきものに、Aylmer, G. E., *The Struggle for the Constitution, 1603-1689*, 1963. Roots, I., *The Great Rebellion, 1642-60*, 1966 があることを附記しておく。

(8) トレヴァ・ローパーの革命把握をもっとも端的に示しているのは、"The Social Causes of the Great Rebellion" — in *Historical Essays*, 1957 であるが、この他に直接革命の政治過程を取扱った彼の論文にはつぎのものがある。"Cromwell and his Parliaments" — in *Essays presented to Sir Lewis Namier*, 1956. "Scotland and the Puritan Revolution" — in *Historical Essays 1660-1750, presented to David Ogg*, 1963.

"The Fast Sermons of the Long Parliament" — in *Essays in British History presented to Sir Keith Feiling* 1964.

二

本稿においては、それぞれの論文が対象としたテーマを、イギリス革命の政治史の展開過程に即して配列し、紹介していくことにしたい。

革命のもっとも初期の段階を扱った論文は、M・F・キラー(M. F. Keeler) 女史の「議会による他は多くのことに對する救済策なし」——一六四〇年の反対派の諸委員会について⁽¹⁾と題する論文である。女史がかつてヒル——ペニントン・ブランドン論争の開始と時を同じくして発表した、「長期議会、一六四〇—一⁽²⁾年」の著者であることは、周知の事実であろう。この論文には、前の大著で集められた尨大な資料の蓄積が生かされている。長期議会の開会直後の数ヶ月間の下院の動向を分析の対象とするこの論文の問題意識にあるのは、やはりガーディナーの叙述に対する批判である。ガーディナーによれば、この段階では個々の議員は個々の不満の解消を求めた行動を行なったのであって、「そこには党派組織もなく、承認されたリーダーシップもなかった⁽³⁾」とするものであった。このような解釈に対してキラー女史は、前期スチュアート朝における議会委員会制度の発展と議会における反

対派の形成との関連を追求したミッチェル (W. M. Mitchell) の研究と同様に、長期議会のメンバーシップに分析のメスを入れ、それによって国王に対する反対派の中核を占めたのが誰であったか、また彼らの政治指導がいかにして可能となったか、という問題に答えようとしている。

ここで検討されているのは、長期議会の全委員会ではない。開会当初の長期議会は、その問題関心の多様性と利害の錯綜によって、委員会を濫造する傾向にあった。そのため一六四一年一月、新たにホザム (Sir John Hotham) を長とする特別委員会ができて、各種の委員会の整理に関する答申を行なった。それによって五つの全院委員会と十六の特別委員会だけが存置されることになった。キラー女史は、こうして存続された諸委員会のメンバーシップに問題を解く鍵を求め、なかでも一六四〇年十一月十日に任命された、通称「二十四人委員会」を重視する。これは一年後にかの有名な「大諫奏文」(The Grand Remonstrance) を起草することになる委員会であるが、その点からも「反対派の政策作成」委員会という性格をもつものであって、後に八人の国王派を出すとはいえ、この時点では全員改革賛成派であった。キラーは、この「二十四人委員会」のメンバーを中軸として、ホザム委員会⁽⁴⁾で存続を認められた諸委員会のメンバーを、『下院議事録』を材料にして洗いあげていき、それによってオポジション・リーダーの存在を浮き彫りにする。とりあげられた委員会は、大主教ロードに関する委員会、前述のホザム委員会、特権裁判所委員会、

第一船舶税委員会、第二船舶税委員会、議会特権侵害委員会などであって、いずれの委員会においても「二十四人委員会」のメンバーを中心とする議員の兼任が目立っている。そこでキラーはかかる兼任者をふるい落とすことによって、この段階で国王反対派としての活躍を示した議員の総数を、約七十人と算定している。つぎに問題になるのはかかる反対派議員の組織化の問題である。キラーは、彼らの政治活動の重要度を示す指標として、兼任委員会数を採用する。それによると八委員会に任命されているもの二人、七委員会は七人、六委員会は七人、五委員会は六人、四委員会は十三人を算える。彼女の挙げた顔ぶれをみると、たしかに長期議会の最初の段階で活躍した議員は網羅されており、しかも「改革派のグループが手綱をしっかりと保持している」⁽⁵⁾ 様子が伺われるのである。

キラーのこの論文は、いわば予想される実態を史料的に検出したに留まり、その主張には必ずしも新しいものは含んでいないといえるかもしれない。しかしその際われわれは二つの事実に留意することが必要であろう。第一は、議会委員会制度の利用による反対派の形成というシエーマは、必ずしもキラー、さらにはミッチェルの創意によるものではなく、この論文を含む論文集を⁽⁵⁾ 捧げられたW・ノートステイン (W. Notestein) のそれであったことである。そしてさらに第二の事実は、キラーの明らかにした委員会のメンバーシップこそは、J・H・ヘクスター (J. H. Hexter) がかつて一六四二―三年に焦点を合わせて『キング・ピ

ムの治世』⁽⁶⁾を検出したものの前段階に他ならないという事実である。ヘクスターの仕事は、政治党派の構成把握における宗教的指標の安易な適用に対する警戒⁽⁷⁾を主な視角として、内乱初期までの段階における議員メンバーを、国王との交渉継続を主張する「和平派」(the peace party)、断乎抗戦と革命の遂行を唱える「抗戦派」(the war party)、両者の中間に位置する「中間派」(the middle party)の三者に分類し、「中間派」のリーダーとしての「キング・ピム」の卓抜した政治指導を明らかにしたものであった。本稿の冒頭において指摘した、ガーディナー以降の政治史的研究の不毛のなかにあつて、このノートステインとヘクスターの業績は無視することのできない重みをもっている。したがって本稿でとりあげる諸論文は、キーラーばかりでなく、いずれもこの両者を意識して書かれているといえる。なかでもヘクスターの研究のある意味では忠実な追隨者として、一気に四篇の論文を発表したのが、ア德里ッド大学のロッテ・グロウ (Lotte Glow) である。彼女の論文の内容をみていくことにしよう。

ロッテ・グロウの仕事を貫く第一の特徴としてわれわれの眼に映るのは、「中間派」のリーダーとしてのジョン・ピムの議会操縦の基盤を、前のキーラーの論文と同様に、委員会制度に求めている点である。したがって彼女は、その第一論文「治安委員会」⁽⁸⁾において、議会側陣営の戦闘指導の中核になったこの委員会の機能・メンバーシップ・歴史について一貫した分析を企てている。一六四二年七月はじめという内乱開始の直前に議会に設置された

この委員会は、四三年十二月、ピムの死後十日目という時点においてその短い歴史を閉じている。従来、この委員会は無視されるか、あるいは先行の委員会とのあいだに連続性をもって把握され、その画期的な性格が強調されることはなかった。⁽⁹⁾これに対してグロウは、この委員会の機能が、戦闘指導という柱を中心にして、地方で新編成された州委員会 (County Committees) に対しては万能ともいふべき権限をもっており、また戦費の支払いについても最終の責任を担っており、さらに軍隊の編成・司令官任命とその権限の規定を握っているところからみて、「疑いもなく、治安委員会とそれ以前の防衛委員会とのあいだには、カテゴリー的な相異がある」と主張する。すなわち、従来の他の委員会が議会全体の決定した政策のいわば行政機関的役割りを演じていたのに比較すると、この治安委員会が明らかに革命遂行のイニシアティブを議会全体から奪取している点が強調されるのである。そこでつぎに彼女の関心は当然この委員会のメンバーシップに向けられることになる。彼女はこの委員会の出席記録と発行した令状 (warrants) へのサインを分析材料として、委員会の党派構成とその勢力分野の移動を問題にする。この委員会の構成メンバーは、後の補充を加えると、二十三人の上院議員、二十二人の下院議員であるが、そこに前述したヘクスターの党派分類規準を適用してみると、上院議員については「和平派」の、下院議員については「中間派」の活動の優位が導きだされる。したがってこの委員会は、戦闘開始後の政治情勢の展開において急速に下院内に抬頭し

てきたラディカルズ(「抗戦派」)の批判・攻撃を受けざるをえなくなる。批判・攻撃の第一点は、委員会の権限拡大に伴って増加した非能率性であったが、直接この委員会の存続に致命的な打撃を与えたのは、ラディカルズのおす司令官ウォーラー(W. Waller)と議会軍指揮官エシックス伯の確執であり、ラディカルズは後者にみずから「軍会議」(Council of War)を設置して、「治安委員会」の権限に侵食したことであった。この間、ピムは一貫して「少数の、選抜された、政治的に信頼できるグループ」に依存して、この委員会を支配しようとしたのであるが、ここにこの方針と下院全体の動向に重大なくちがいが生まれてきたため、ピムの死後委員会は消滅を余儀なくされたのであった。しかしグロウはこの委員会の失敗の歴史を、上院と下院、さらに政党という構成要素を通ずる近代的な責任政治体制の出現のための貴重な実験として評価するのである。

この論文でも取り扱われた、革命遂行のもっとも有効な道具としての議会軍の改編の問題に焦点をあわせて、やや微視的にピムの政治指導、議会操縦の具体的な様相を明らかにしたのが、彼女の第二の論文「ピムと議会、穏健の方法について」⁽¹⁰⁾である。

この論文の取り扱っている年代は、開戦直後の四二年夏からおよそ一年間であり、周知のようにそれは軍事情勢としては、国王軍の優勢な時期であった。そしてピム「治安委員会」による戦闘指導の実践を担っていた議会軍指揮官エシックス伯は、敗戦の責任追求の矢面に立たされる。しかも「抗戦派」は、ロンドン市

の豊かな財源を背景にして独立軍をつくり、敗勢の挽回を計ろうとした。したがってここに、あくまでもエシックス軍の強化を力説するピム「中間派」⁽¹¹⁾「治安委員会」と、拾頭した「抗戦派」の対立が生まれ、この対立は同時にロンドン市当局においても分裂をひきおこす。このロンドン市における軍事権掌握の問題は、さきあげたパールの研究も取り扱っているが、この問題の出現した四二年九月の情勢を分析したグロウが、そこに独立派と長老派の対立の最初を認めているのは注目してよいであろう。⁽¹²⁾こうした危機に直面しても、ピムはあくまでもエシックス支持の態度を変えず、抗戦派とロンドン市をバックにして新編成されたウォーラー軍をエシックスの指揮下におくことに成功し、しかもそれを西部に派遣することによって、危機を切抜けたのであった。しかしながらエシックス軍じたいに対する装備、食糧の補給は一向改善されず、議会に窮状の改革を望む声が高まった。ここでピム派は、「和平派」と手をきってむしろ「抗戦派」に接近する。その背景にあるのは、国王に対するオックスフォード交渉の失敗、抗戦派による義勇軍設置計画の失敗、「抗戦派」のリーダーたるヘンリー・マートン(Henry Marten)の投獄といった事件であるが、そこでピムは、ヘクスターのいう「最後の偉大な仕事」、すなわち議会の統一と効果的な軍事行動の組織化に取りかかる。四三年秋に設置された諸委員会のメンバーを検討したグロウは、そこに「中間派」と「抗戦派」が肩を並べて協働している姿を発見している。このような情勢の変化に対応する卓抜な政治指導、

ことに委員会制度の利用による革命指導組織の拡充がみられたのが、ピムの死の直前のことであつた。四三年十二月八日のピムの死後は、当然、いったん組織化された陣営に分裂が生まれる。そこに生じた党派構成の変動は、グロウによると、(一)地方的な利害の強調、(二)宗教的分裂の出現、(三)指導者を失なつた中間派の分裂、(四)議会派全体の指導権がサー・ヘンリ・ヴェイン (Sir Henry Vane jr.) とオリヴァ・スン・ジョン (Oliver St. John) に移つたこと、の四点にその要因が求められるのであり、「ニュー・モデル軍の結成までは、セクショナルな利害が、戦争遂行の真にナショナルな展望を妨げていた」ことが強調されるのである。この論文でも、ピムの死後の派閥への分裂について触れられているが、この問題は同じテーマを扱つた第四論文に譲ることにして、最後に、中間派 (二十一人)、抗戦派 (二十三人)、和平派 (三人) を分類する根拠をなす史料の一覧が、「附録」としてつけられていることを、つけ加えておきたい。分類の指標がそこに明らかにされているからであり、また先駆的な業績であるヘクスターのそれよりも網羅的とみられるからである。

以上の二つの論文によって、目立つた政治活動を示した議員たちの行動は、かなり微細な点まで明らかにされたといえるであろうが、彼らに支持を与え、有能な委員として貢献した人たちにについても、ロット・グロウは追求の手をゆるめない。それが彼女の第三論文「長期議会の委員、一六四二年八月〜一六四三年十二月」のテーマである。ここでは十六人の委員が分析の対象とされ、彼

らの出自、経歴と委員会における活動の關係が個別的に検討されたのちに、一般的傾向としてつぎの諸点が指摘されている。彼らの大多数は法律家としての訓練をうけており、また議員歴をもつてはいても必ずしも長くはなく、むしろ議会の慣習については不慣れであつた。このこととは逆に、唯一人の例外を除いて他の全員が、治安判事をはじめとする地方官職の経験、ことに都市自治体の行政官を勤めており、また大半が専制への抵抗体験によって立法過程と行政過程のずれを身をもって味わつていたことが強調される。またこの期間においては、宗教的なファクターは決定的な要因としては働いていないことが注目されている。そしてグロウは、彼らがリーダーの政策決定にただちに反応する「非政治的な官僚」としての性格を備えていたとみて、彼らの専門的な経験を組織し利用したピムの政治的手腕を高く評価するのである。最後に彼女は以上の分析を手がかりにして、議会派の中核に「官職保有の小宇宙たる地方都市当局において訓練を受けた人たちが存在しているところから、議会派を「地方の地主」「単なるジェントリ」とおさえたトレヴァ・ローパーへの批判を試みていることを附言しておこう。¹⁴⁾

ロット・グロウの第四論文は、「ピムの死後の下院における政治的同盟關係」¹⁵⁾と題されており、その内容は第二論文の後をつぐものである。すなわち、ピムの死後「中間派」はどうなったか、また政治党派の構成を決定した要因は何か、さらに四四年以降にはっきりしてくる独立派と長老派はかつてのピムの「中間派」と

いかなる関係にたつのか、といった諸点がこの論文の明らかにしようとする問題点である。彼女は、『下院議事録』にみられる採決の次第を手がかりにして、その賛否投票者のリストから、教会体制、対国王交渉、対スコットランド交渉、対アイルランド抗戦、ニュー・モデル軍結成、辞退条令、地方防衛と行政などの四四年以降の主なイッシュューをめぐる、議会内の陣営構成を明らかにしていく。彼女によると、リーダーを失った旧「中間派」は、「抗戦派」へ九人、「和平派」へ三人の転向者を出し、「中間派」に残ったのは五人を算えるに留まり、しかも議会全体が「抗戦派」に傾いた当時の政治情勢からして、「中間派」の存在理由は弱くなつてしまつてゐる。そこで問題になるのは、「中間派」から「抗戦派」に移つた議員であるが、彼らは内乱開始後の軍事経験、東部出身のジェントリ、さらに絶対王政期の植民活動という共通の絆でつながりあわされている。それならば彼らの宗教的信条はどうであつたか。ここでグロウは、ヘクスターと同様に、彼らのすべてがふつう考えられているように独立派（「独立教会主義者」）ではなく、四人は長老派教会の長老（Presbyterian elders）であつたことに注目する。そこでこの問題を、彼ら旧「中間派」からの転向分子だけでなく、全員に拡大して検討してみると、「抗戦派」が、独立教会主義者と若干の「政治的独立派、宗教的長老主義者」（ヘクスターのいわゆる Presbyterian Independents）から構成されているのに対し、「和平派」と新「中間派」は長老教会主義者がおさえている。このような分析結果からグロウは、教会

問題に関する関心は政策的・便宜的であつて、しかも重要な議案の提出者のすべてが宗教問題の生じてくる以前の段階から活躍した議員であつたところからみて、党派構成には宗教的原理の果たした役割は小さく、かつまたその意味で前段階との連続性が認められる、と主張するのであるが、問題は必ずしも解決されていまいといえるであろう。⁽¹⁶⁾最後にグロウは、ピムの死後の政治情勢を総括して、情勢は必ずしも「抗戦派」に圧倒的に有利に展開したわけではないことを明らかにする。すなわち、一四〇の議決のうち、七〇が「和平派」、六〇が「抗戦派」の勝利という拮抗した情勢が続き、しかも投票の内わけも平均して七〇対六六という僅少差であつたことに注目し、「抗戦派」が完全に革命の主導権を握るためには、辞退条令による自派議員の減少、補充議員としての長老教会主義者の増加、さらに大衆の自派に対する革命的イメージ、の三つの障壁をのりこえなければならなかつた、とこの論文は結ばれている。このような内容をもつこの論文の読後感としては、第二論文の末尾で指摘された、ピムの死後の党派構成の変動を促した四つの要因が、必ずしも十分に答えられていないことが第一に指摘できるであろう。そこでわれわれは、ヴァレリー・パールの論文「オリヴァ・スン・ジョンと長期議会における中間派、一六四三年八月〜四四年五月」⁽¹⁷⁾をとりあげねばならない。筆者のパールは、第一節で指摘した、一六四三年までという限定的きではあるが、革命とロンドン市の関係という興味あるテーマを扱った著書を發表している。だがこの論文における彼女の立

場は、むしろヘクスターの忠実な継承者としてのそれである。すなわち、宗教的党派ラベルの政治的党派への適用を無効とするヘクスターの提言をそのまま認めたパールは、「中間派」の政治行動には、戦闘遂行の点では「抗戦派」に加担するが、安定した体制を求める点では「和平派」に加担するという二面性が認められるとし、ピムの死後の「中間派」のリーダーと目されたスン・ジョンの政治行動とその背後にある政治理念をこの二面性の視角から把握し、「中間派」とヴェインに率いられた「抗戦派」との関係に分析を加えている。分析の主力が注がれているのは、「厳粛な同盟と盟約」を契機とするスコットランドとの同盟の問題と、議会軍の改革の問題であって、パールは、前者の問題をまったく政治的必要の角度から把握したスン・ジョンこそピムの後継者にふさわしいものであった、と述べて、ピムの死後の議会のリーダーをヴェインに求めたこれまでの一般的な解釈を斥ける。⁽¹⁸⁾そしてさらにスン・ジョンの議会操縦の基盤にあるものとして彼とベッドフォード・西部ジェントリ・グループの⁽¹⁹⁾関係、⁽¹⁹⁾両王国委員会(The Committee of Both Kingdoms)とその情報網、自派の立場の宣伝のための新聞、ロンドン民兵委員会(The London Militia Committee)をあげて、つぎに彼のとった政策の分析にとりかかる。政策の分析視点は、ヘクスターにしたがって、旧「中間派」の路線ともいべき、(一)議会内に分裂をひきおこす可能性をもった問題に対する妥協の促進、(二)議会軍指揮官エシックス伯に対する支持の二点に求められ、スン・ジョンがこの二点においてもきち

くピムの路線の継承者であったことが立証される。その際、両王国委員会の創設をヴェインとスン・ジョンの二人に導かれた「抗戦派」による無理おしの仕事だったとみた、ノートステインの見解が、⁽²⁰⁾新しい史料の使用によって根本的に否定されており、両王国委員会のメンバーは必ずしも反エシックスの抗戦強硬論者ではなく、この委員会じたいが妥協の産物であったことが強調されるのである。このことが、一六四四年五月の両王国委員会の期限切れとともに秋になって具体化した政治情勢の変動、すなわちスコットランドと「和平派」のエシックス伯をリーダーとする同盟関係の成立、それに対抗するクロムウェルを首とする「抗戦派」の再抬頭によって、スン・ジョンと「中間派」は消滅する運命に見舞われたのであった。パールのこの論文は、スン・ジョンと「中間派」に、革命という限界状況における第三党の生成から消滅にいたる論理を認めようとしており、またピム死後のリーダーシップの点では新たな解釈を提出しているが、グロウがその第二論文の末尾で提出したセクショナルな利害とナショナルな革命の展望の相剋という分析課題には、必ずしも充分答えられていない、⁽²⁰⁾といつてよいであろう。

註

- (1) Keeler, M. F., "There are No Remedies for Many Things but by a Parliament". Some Opposition Committees, 1640" — in Aiken, W. P. & Henning ed., *Conflict in Stuart England*,

- Essays in Honour of Wallace Notestein, 1960, pp. 131~146.
- (2) Keeler, M. F., *The Long Parliament, 1640~1641*, 1954.
- (3) Gardiner, S. R., *History of England from the Accession of James I to the Outbreak of the Civil War*, 10 vols., 1883~4, IX, p. 238.
- (4) Mitchell, W. M., *The Rise of the Revolutionary Party in the English House of Commons, 603-29, 1957*.
- (5) Notestein, W., *The Winning of the Initiative by the House of Commons*, 1924.
- (6) Hexter, J. H., *The Reign of King Pym*, 1941.
- (7) Hexter, J. H., "The Problem of the Presbyterian Independents" A. H. R., vol. XLIV, 1938 — reprinted in *Reappraisals in History*, 1961, pp. 163-184.
- (8) Glow, Lotte, "The Committee of Safety" E. H. R., vol. LXXX, No. 315, April, 1965.
- (9) Glow が直接批判をむけてゐるのは、この委員会が消滅したのち、スコットランド軍の介入の結果として成立した両王国委員会を扱ったノートステインの論文 ("The Establishment of the Committee of Both Kingdoms" A. H. R., vol. XVII, 1912) である。
- (10) Glow, Lotte, "Pym and Parliament: The Methods of Moderation" *The Journal of Modern History*, vol. XXXII, No. 4, 1964.
- (11) Pearl, *op. cit.*, p. 251f.
- (12) ノールによれば、この対立、独立派の出現の積極的な証拠のあるのは、四三年十月にわたつてゐるからである。
- (13) Glow, Lotte, "The Committee-Men in the Long Parliament, August 1642~December 1643", *The Historical Journal*, vol. VIII, No. 1, 1965.
- (14) かつて筆者は、トレンヴァ・ローパーの「宮廷」対「地方」論を有効ならしめるひとつの試みとして、政治過程の二段階的構造に着目し、中央の政策決定過程と地方の行政過程の対立というシエーマを提出したことがある(拙稿「イギリス革命の政治過程分析」参照)。このシエーマはグロウの実証によつてもある程度の現実性をもちえたようにみられるが、ひとつの問題が生じてゐる。それは、議会派に結集した人びとの地方政治体験を州と都市のばあい同質のものとして把握してよいかどうか、という問題である。今後の革命地方史研究の成果にまちたい。
- (15) Glow, Lotte, "Political Affiliations in the House of Commons after Pym's Death" *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol. XXXVIII, No. 97, 1965.
- (16) ここでグロウが、宗教的党派構成の材料として用いてゐるのは、クンスター ("The Problem of the Presbyterian Independents" A. H. R., XLIV, 1938) とノール (*The Independents in the English Civil War*) である。この点でも新味がな

といえるし、また同時に、問題解決の困難が示されている。

(17) Pearl, Valerie, "Oliver St. John and the 'middle group' in the Long Parliament: August 1643~May 1644" *E. H. R.*, vol. LXXXI, No. 320, 1966.

(18) この問題については、パールの註記によると、Miss Violet Rowe のヴェインに関する未公刊の研究がある。

(19) 革命におけるピューリタン議員のあいだに、植民活動を媒介とする家族的・地方的紐帯が存することを、最初に明確に指摘したのは、おそろしくヘクスターであろう (cf. Hexter, J. H., *The Reign of King Pym*, esp. chap. III: The Structure of the Middle Group)。ここヘクスターは、ここに登場した the Bedford-Westward Gentry connection の他に、the Fiennes-Eastern Gentry connection, the Rich-Eastern Gentry connection をあげている。この視角は、その後の研究においても、ことにかのヒル—ペinton・ブランドン論争の際にも、充分とりあげられたとはいえない。

(20) Notestein, W. "The Establishment of Both Kingdoms" *A. H. R.*, vol. XVII 1912.

三

時代がやや飛んで、共和政・プロテクトレート期を対象とするものにもいくつかの論文が現われている。なかでも、従来の通説

において、「急進主義者の最後のチャンス」とみるものから、「宗教的熱狂者の集まり」とみるものまで、その評価が極端に別れている。いわゆるベアボン議会 Barebone's Parliament (指名議会、一六五三年七月~十二月) について、二つの論文が期せずして同時期に現われたことが興味を惹く。

第一の論文「ベアボン議会の召集」⁽¹⁾の筆者オースティン・ウーリッチ (Austin Woolrych) は、最近の革命政治史研究者のなかでももっとも多産の活動をしているひとりといってよいであろう。⁽²⁾ 彼は、この議会の評価のためには、議員と議事に関するより徹底した検討が必要であるとの前提に立ち、ことに召集者の意図がどこにあったか、また召集がいかなる方法によって行なわれたか、に問題を解く鍵を見出そうにしている。従来の通説は「ガーディナーのそれ」⁽³⁾であって、彼はクロムウェルと士官会議から左派教会 (congregational or 'gathered' churches) にあてた書簡をよりどころにして、教会に対する議員の指名依頼を重視し、若干の変更が加えられたことは事実としても、この議会の本質的な基盤となつたのは教会からの選出議員であった、とするものであった。⁽⁴⁾ これに対してウーリッチは、ラムプ議会の解散以降の政治情勢を、トマソン文書に収められている多数のパンフレットによりながら分析し、結局のところこの議会の議員選出に関してはクロムウェルと士官会議が終始一貫イニシヤティヴを握り、「自分たちの好む人びとを指名した」ことを明らかにしている。すなわち、従来の通説に反して、ラムプ議会解散後の事態收拾策として

多数意見を占めたのが、クロムウエルと士官による議員選任の線であり、議会召集が決定されるやいち早く州選出議員として左派の「聖者」の陣営が敵とみなした穏健派の人物が指名をうけていること、地方の会衆組織からの指名推薦の文書は数州に限られしかもその内容に統一性が欠けているので、全国を対象とする命令に対する解答とはみられないこと、しかもいったん決まった議員リストが士官会議によって修正されていること、などがウールリッテの説の根拠である。こうして彼は、この議会の召集については、六月三日の日付けのあるニコラス文書にみられる情報（議員は州との相談なしに選ばれ、ただ少数の州の教会関係者だけが頼まれもしないのにあえて推薦を行なった）が正しいことを確認している。またこの議会の召集意図については、臨時的行政機関説を斥けて、当初から主権議会が考えられており、クロムウエルはこの趣旨からして軍人を議員から排除したのであるとウールリッテは主張している。ここで明らかにされた議会召集の意図と方法は、クロムウエルの独裁の形成過程についても新しい評価を促すことであろう。議員選任において主導権を握った軍人と選抜された議員を担い手として高揚した千年王国的熱情の結びつき、これが逆にピューリタン革命の転換点を準備したのである。それが王政復古といかなる関連を有するのかは、後でとりあげる彼の論文が対象とする問題である。

ウールリッテ論文が明らかにしたことは、以上のように、議員選抜に際してはクロムウエルと士官会議に主導権があったことで

あるが、そこで当然問われなければならないのは、教会に頼らなかった彼らがいっただどこに議員選出の基盤を求めたかという問題である。ウールリッテはこの問題について、地方の徴税委員・治安委員など共和政に忠実なジェントリがそれであったとして、地方政治との一体性を指摘しているが、必ずしも全面的な検討は企てていない。この問題に、やや地域的な限定はあるけれども、アプローチを試みたのが、ジェイムズ・E・ファーンネル (James E. Farnell) の「正直なロンドンの戸主による権力奪取、ベアボーン議会」⁽⁵⁾と題する論文である。筆者のファーンネルは、共和政期のロンドン市政を扱った博士論文をシカゴ大学に提出しており、また航海条令の制定をめぐるこの政策の推進者をモーリス・トンプソン (Maurice Thompson) を中心とする特権から排除されたインターローパーズに求める新説を発表している。⁽⁷⁾このような研究歴を背景にして、ファーンネルは、ベアボーン議会の起源はすでに早く一六四八年十二月のロンドン市参事会 Common Council の選挙にあった、と主張する。すなわち、市参事会員の三分の二の議席を奪うことになったこの選挙で新たに市政に登場した社会層の構成と要求を、のちのベアボーン議会のそれとの関連において追求し、ベアボーン議会が「正直なロンドン戸主の権力奪取」に他ならなかったことを確認し、また逆にこの議会が短命に終わった理由を、市政レベルでの民主化の推進に立ちはだかった特権カントリーと手を結んだ旧来の市理事者層の動きに求めようとするのが、この論文の大筋である。いわば、ロンドン市政の舞台での

社会層の対抗関係こそは、ナショナル・ポリティックスの縮図であるという認識が、ファーネルの研究を貫く問題意識であるといえよう。彼の分析は、そのロンドン市政に関する豊富な史料の蓄積に支えられて詳細をきわめており、ことに新しく市政に登場したいわゆる「ラディカルズ」の構成メンバーとして、ニュー・イングランド関係者とジョン・グドウィン(John Goodwin)の教員という二つの系譜からなる独立派と、ジョン・フェントン(Lt.Col. John Fenton)を中心とするバプティストの存在を摘出し、両者の市政における同盟と反撥の体験のなかにベアボーン議会の歴史と性格を解く鍵を見出そうとしているのは、ひとつの貢献といわねばならない。だがこの論文では、ベアボーン議会におけるロンドン選出議員(ことにバプティストの)の議事におけるイニシアティブは強調されていても、肝心の議員選出方法については具体的には触れられていないため、さきのウールリッチの論文との対話が絶たれてしまっているのが惜まれる。

最後に、プロテクター政権の崩壊を扱った論文をとりあげることにしよう。これもウールリッチの「古来の大義とプロテクター政権の崩壊」がそれである。彼は、王政復古を不可避ならしめた要因として、軍隊の分裂を重視し、しかもその原因を一部の高級士官層の政治的野心に求める見解を否定し、兵士をとらえた「古来の大義」the Good Old Cause という観念の果たした役割り、ここにこの一種のシムボルの操作のされかたを、数多くのパンフレットを使って綿密に辿っていく。彼によれば、「古来の大義」と

は、革命の初期の数年に対する情熱的なノスタルジアと現状に対する深い幻滅との結合の上に、その現実的な機能としての有効性をもつものであったが、この観念に包含される内容のあいまいさのゆえに、シムボル操作をうける余地を残していた。すなわち「古来の大義」は、こと具体的な政治目標の設定に関しては、左はレヴェラー的な民主的共和政から右は王政復古にいたるまでの幅広い振幅をもつ。それではなぜプロテクター政権に反逆した軍隊の動向が、結局のところ王政復古を招来したのか。ウールリッチはこの問いに対する答えとして、「古来の大義」の観念が、ヴェインやハリトンのいわゆる「共和主義者」を中心とするその内容の世俗化の試みにもかかわらず、依然としてニュー・エルサレムの樹立というセクト的な目標を基底に保持していたため、結局のところ大衆を合理主義から神秘主義に退却させることになり、それがひいては現世における闘争を放棄する姿勢となってしまう、と主張している。この時期の議会、プロテクター、軍隊の三者の関係とそれぞれの陣営構成は互いに錯綜しあつて複雑をきわめているが、この論文は、そこに「古来の大義」というキーワードを導入することによって、思想史と政治史の結合した分析を企てている点を高く評価すべきであろう。ただし、この時期に登場するもろもろの社会勢力が、革命全般にみられる陣営構成の変貌をどのように表現しているか、という問題になると、兵士・セクタリアンを除いては、必ずしも十分な分析が行なわれていない。シムボル操作の分析には、操作する側とされる側の階級的基盤の

究明が不可欠であるとするならば、この論文の欠陥は操作する側の分析にあるといわねばなるまい。

註

- (1) Woolrych, Austin, "The Calling of Barebone's Parliament" *E. H. R.*, vol. LXXX, No. 316. 1965.
 (2) ウールリッチの著作には、このものがある。

Pennudock's Rising, 1955.

Battles of the English Civil War, 1961.

Oliver Cromwell, 1964.

- (3) Gardiner, S. R., *History of the Commonwealth and Protectorate*, vol. II, pp. 276, 281~3.

(4) この見解は、最近におもむきぎの論文にうけつがれていない。

Trevor-Roper, H. R., "Oliver Cromwell and his Parliament", *Essays presented to Sir Lewis Namier*, 1956.

Hill, C. "Propagating the Gospel", *Historical Essays 1600-1750 presented to David Ogg*, 1963.

- (5) Farnell, James E., "The Usurpation of Honest London Household: Barebone's Parliament", *E. H. R.*, vol. LXXXII, No. 322, 1967.

- (6) Farnell, J. E., *The Politics of the City of London 1649~57* (Univ. of Chicago Ph. D. Thesis, unpublished, 1963.)

なおこの論文のマイクロ・フィルムは浜林正夫氏が所有しておられるが、検討する余裕がなかった。

- (7) Farnell, J. E., "The Navigation Act of 1651, the First Dutch War, and the London Merchant Community" *Econ. H. R.*, 2nd ser., XII, No. 3. 1964.

- (8) Woolrych, A. H., "The Good Old Cause and the Fall of the Protectorate" *Cambridge Historical Journal*, vol. XIII, No. 2, 1957.

四

前節までにみてきたのは、ガーディナーが半世紀も前に提出した革命政治史の古典的叙述に対して、ここ数年のうちに提出された若干の「修正」の試みであった。ここでそれらの「修正」の方法的な特徴を探りながら、その意図がどこにあるかを推察し、ひいては今後の研究に対するその貢献度を測ることが、本稿に残された課題である。

まずはじめに、われわれの注目を惹くのは、以上に紹介したいくつかの論文における「修正」が、必ずしもイギリス革命像の全面的な書き換えを要求するほどの修正ではなく、あくまでもまだ部分的な「修正」に留まるものである事実である。極端ないいかたをすれば、それぞれの論文の筆者は、むしろ全体像構築に対しては意図的に禁欲的な態度をとっているかのようのみうけられる。

キーラー、グロウ、パールの三人の研究は、従来の長期議会中心の解釈から視線を委員会のレベルに下降させ、そのレベルにおける党派構成の微視的な観察から、全体の議会議派の党派構成とリーダーシップの問題に、えられた材料をもとにして「修正」を提案する、というひとつの共通の傾向をもって彩られている。このような視角の共通性とならんで、もうひとつ指摘できる特徴は、前にも強調したように、革命における党派構成原理としての宗教の役割りをできるだけ過少評価して、あたかも海の波のようにつぎつぎと生じてくる個々の政治的争点に処する個々の人物の態度決定を、党派構成のメルクマールとして採用していることである。そのかぎりにおいて、いくつかの重要な指摘がみられるとはいえ、革命の窮極的な目標はなんであったか、またその目標達成に対して参加した個々の社会層はいかなる寄与をなしたかという全体像への見通しが欠けていたならば、かかる視角の帰するところは、一種の知的デカダンスであり、ニヒリズムであるといえないだろうか。「内乱における政治的態度を叙述するにあたっては、後の立場からの逆の総括化をしないことが大切である」といった発言にみられる、微視的な段階に固執する相対主義が、この傾向を助長しているのである。

問題は、なぜかかる傾向がひとつの研究動向として生まれてきたかにある。この問いに対する答えは、やはり十五年ほど前のペニントン・ブラントンのヒルに対する批判にあったといえよう。伝統的な革命解釈に対する疑念を立脚点としたヒルの野心的な革

命の構図は、アカデミズムの「実証」の攻撃にあってもろくもついえ去った。そしてこの批判者の陣営に属しながら、革命の中核たる「独立派」の構成をあらためて問い直そうとしたユールが、その「実証」の結果、たどりついたさまは、「あまねく存在する混沌」に他ならなかった。ユールの方法論を検討したアンダーダウン (D. Underdown) の論文⁽²⁾は、かれじしんの立場を含めて、いわゆる「実証」のもつ問題性と限界とを、ある程度まで明らかにしているといえるだろう。すなわち、ユールの分類規準が、便宜かつ恣意的であったことをついたかれは、歴史におけるグループを対象とするばあいの研究方法には二つあり、「ひとつは、そのグループの知られた全員を含む全グループを研究することであって、そのばあいには、包含する定義についてははっきりした客観的な原則をもつことが肝要であり、もうひとつは、全体を含むということを試みずに、サンプルをとる方法であるが、ここでも選択に関する一貫した原則が要求される」と⁽³⁾いっている。いわば自明の理ともいえることが、あらためて指摘されているところに、いわゆる「実証」のもたらした混沌と欠陥の存在が如実にうかがわれるのである。

本稿で紹介した長期議会の党派構成に主たる関心をむけた諸論文は、いずれもグループを分析の対象としている。だがそこには、アンダーダウンの指摘した、全員を包含する検討とサンプル抽出による吟味という二つの方法が、無差別に混在しているといえはしまいか。いなむしろ、可能なかぎり史料を提出してグルー

ブ像を再検討しようとする共通の姿勢は、包含性を意図すればそれが逆に選抜原則の多角化を招くというディレンマを露呈してしまっているといえるであろう。こうして生まれてきた混乱とニヒズムに拍車をかけているのは、よりどころとなる史料そのものに見られる党派ラベルそのものの混乱である。いちじるしい党派性と流動性をもって特徴づけられる革命期の史料に沈潜し、またそこに「個々人の伝記的研究の集積」というネーミアリズムを適用しようとするならば、ユールならずとも、「あまねく存在する混沌」を確認するのみという結論に陥らざるをえない。この陥穽を避けるための試みには、二つのものがある。そのひとつは、前にも指摘したヘクスターを創始者とする新たな党派ラベルの作製と適用であり、他は革命の諸段階を徹視的に設定して、そのかぎりでラベルの有効性を保とうとする試みである。先にのべたアンダーダウンが、ユール批判の結果のみずからの主張を「要するに独立派は、党派の名前としては、一六四六年から八年以外は価値がないように思える」とまとめているのは、後者の立場なのである。党派ラベルは「特定の時点で特定のイッシュューに限つてのみ個人に適用できる」とするストーンも同じ立場である。⁽⁴⁾したがって、ストーンがイギリス革命の段階設定の必要な力説するばあいにも、それがフランス革命研究との対比に立ちイギリスの歴史家の島国根性を攻撃するものであっても、発想の源は、上述のような研究状況にあることを見逃してはならない。

ところでこのストーンの主張は、かれがジェントリ論争を中心

に編集したアンソロジーの序文にみられるものであって、それはジェントリ論争の当事者であったかれの自己弁護を含めて、革命研究に対する貴重な多くの示唆を含んでいる。たとえば、近代代社会における身分と階級の問題は、最近のイギリス学界の研究動向からみても、⁽⁵⁾今後もっとも中心的に研究を推し進めるべき課題といえるであろう。またトレヴァ・ローパーの「宮廷対地方」論の全ヨーロッパの適合性の問題も、市民革命研究に新たな次元を開くことになるかもしれない。⁽⁶⁾また、これと関連して、従来とかくイギリスの国内にのみ視野を限定しがちであった革命の全過程を、当時のヨーロッパにおける国際関係の中に位置づけて考察することも不可欠の課題といえるであろう。⁽⁷⁾

このようにみてくれば、われわれの位置する研究状況は、まさしく過渡期のそれといえるのであって、アンダーダウンの言葉を借りれば、「新しいオースドクシイの告げるところによれば、すべてのことが、草の根のレベルで注意深く吟味されねばならない」とい⁽⁸⁾という要請を、何らかのかたちでうけとめようとしているのが、本稿で紹介した諸研究なのである。だが解明されねばならない「草の根のレベル」は、キラー、グロウ、パールなどの企てたような議会の委員会レベルでなくて、むしろ議会制度の基盤にある選挙区の実態であり、地域共同体においてとり結ばれた人間関係である。越智武臣氏も指摘されるように、「今後の課題としての重要なものは、こうした(地方的)研究を積重ねることであり、今までの論争で提起された階級・家族・地方・宮廷などの諸

範疇の役割を實際自分の眼で確かめてみる⁽⁸⁾こと」なのである。この地方と中央を統合した革命像の構築に寄与しようするような方法をみいだすことが、革命政治史研究の緊急の課題である。

註

- (1) Pearl, V. "Oliver St. John……" p. 511.
 - (2) Underdown, D. "The Independents Reconsidered", *Journal of British Studies*, vol. III, No. 2, 1964.
 - (3) *Ibid.*, p. 61.
 - (4) Stone, L., *Social Change and Revolution in England 1540-1640*, 1965. p. xviii.
 - (5) この問題についての最近の話題作は、前近代社会と近代社会の構造的差異についての試論である。Laslett, Peter, *The World we have lost*, 1965. である。そこには人口論的研究にもとづくユニークなイギリス支配体制論が展開されており、ことにイギリス革命は「伝統社会における社会変動と革命」(*ibid.*, pp. 150~169) という視角でとりあげられている。その検討は他日を期したいが、この書に対してC・ヒルが全面的な書評を書いていることを附言しておく。(History and Theory, vol. VI, No. 1, 1967)
- またラスレットの問題視角に関連あるものとして、『パースト・アンド・プレセント』誌が一九六五年の総会でとりあげた「社会的流動性」の問題がある。cf. Stone, L., "Social Mo-

bility in England, 1500~1700" *Past and Present*, No. 33, 1966. Everitt, A. "Social Mobility in Early Modern England" *ibid.*, なお同誌の三十四・三十五号にはW・A・Speckの批判とラスレットの答があり、論争の展開が期待される。

- (6) cf. Trevor-Roper, H., "The General Crisis of the Seventeenth Century" *Past and Present*, No. 16, 1958 及びその後についてヘンクミンギヤム (No. 18, 1960) を参照。
- (7) この問題については概説は、Jones, J. R., *Britain and Europe in the Seventeenth Century*, 1966 である。なおピューリタン革命の及ぼしたインパクトを扱ったものとして、Knachel, P. A., *England and the Fronde: The Impact of the English Civil War and Revolution on France*, 1967 興味をさす。
- (8) Underdown, D., "A Case concerning Bishops' Lands; Cornelius Burges and the Corporation of Wells", *E. H. R.*, vol. LXXVIII, No. 306, 1963, p. 18
- (9) 前川貞次郎編『入門西洋史学』一六八頁。

〔追記〕

本稿を印刷所に送ったから、G. R. Elton, "A High Road to Civil War" — in C. H. Carter ed., *From the Renaissance to the Counter-Reformation*. 1966 を読んだ。周知の「テラーダ

「革命論」の提唱者であるエルトンがはじめてイギリス革命への展望をとりあげたものとして、大きな興味をよぶものであるから、あえて追記しておくことにしたい。

彼はまず初めに、従来のイギリス革命の原因に関する諸解釈には、共通の前提があり、そこからおのずから視角も定まっていたという。それは、革命(内乱)の勃発という結果からみての逆行的な理解であって、「これらの見解に共通しているのは、不可避性という感覚であり、内乱のような意味するところ大きい争乱には、深い根、根本的な原因があったにちがいないから、分析さえすればそれらを発見できるだろうという気持ちである」と彼は指摘する。そして歴史家は、長期議会に対しては後の分裂した党派をその開会当初からみつけだそうとするのに反し、逆にそれ以前の初期ステュアート朝の議会に対してはつねに王権に抵抗し対立した一致団結した下院を強調する傾向があったのであり、それこそは前述の不可避性からする理解に他ならないのではないかと問う、この理解に対する反論を、一六〇四年の下院の *Apology and Satisfaction* 提出を材料にとって展開している。この文書は、周知のように、スコットランドからやってきたジェームズ一世に対して、議会がイギリスの憲政上の慣習を教えるために提出したものであり、しかもそれはのちの国王と議会の対立を予見する改革プログラムをもちこんだものであった、というのが、ガーディナーに頂点をみいだすホイッグ史家たちに共通な理解であった。ところが、この文書の起草から議会における審議にいたる過程、さ

らにマニユスクリプトとの照合を企てたエルトンは、この文書が議会の万場一致によって提出されたものではなく、むしろ議会内にもかかる文書の提出を疑問視する空気が強く、たとえ議会が停会されなくても、この文書は生命をもたなかったらうとのべて、「この弁明は決して反対派の見解を示すものではなく、……その起草は、すでに一六〇四年にジェームズ一世に対する組織された反対派が議会に存在したことを示すものではない」という結論を導きだしている。

問題は、なぜエルトンがこのような結論を必要としたのか、にあるであろう。そのひとつは、近代イギリス史に関する彼の基本的な主張、すなわち一五三〇年代のいわゆる「テューダー革命」によって確立したイギリス国家構造は、初期ステュアート朝にいたっても有効に機能を失なうことなく連続している、という理解を確証することにある。そしてさらに他のひとつは、この論文のより直接的な意図がホイッグ史家の党派的な歴史の歪曲に対する抗議にあったことにある。「弁明」はすでに早く十七世紀末には忘れさられた存在であったのに、それを拾いあげてきわめて党派的なホイッグ的革命解釈の有力な支柱にまで仕上げたのは、ハラムの『憲政史』(一八二七)であった、というのが、エルトンのこの問題に対する基本的な姿勢である。この彼の姿勢は、かつて彼が「テューダー革命論」を展開したときのポラードに対する執拗なまでの敵意を思いおこさせる。

そこでわれわれは彼をしてかかる姿勢をとらしめたものが何で

あったかを問う必要があるであろう。これはわが国においてはまだよくは知られていないようであるが、彼エルトンは、一九二一年ドイツ、テュービンゲンの生まれ、父は古代史の碩学として知られているV・エーレンベルク (Victor Ehrenberg) である。一九三九年プラハ大学を追われた父とともにイギリスに亡命、一九四四年徴兵に際してエルトンと改姓といえ、おのずから彼の背景は明らかであろう。そして同時に彼よりは一代前のかのサー・ルイス・ネーミアの背景も想起されるであろう。一方におけるネーミア——エルトンという移住学者の系列、そして他方における名望家と貴族の結合としてのトレヴァー・ローパー (彼の妻は第一次大戦西部戦線の指揮官として有名な伯爵ヘイグ元帥の娘であり、そのオックスフォード欽定講座への就任はマクミランとの結びつきが噂されている)、この両系列の合体した新保守主義 Neo-Toryism の抬頭こそ、本稿の冒頭でふれたイギリス革命史研究の視角の転換の底を流れるものであり、またそこに二十世紀イギリスの史学思想史の最大の問題が存するのである。

なお、本稿においてロッセ・グロウの発表した論文を四編としたが、他につきの論文があることがわかったので、題名だけつけ加えておく。 Glow, Lotte, "The Manipulation of Committees in the Long Parliament, 1641~2", *Journal of British Studies*, vol. V, No. 1, 1965.